

# 日本弁理士会東海支部 主催 「休日パテントセミナー2016 in 岐阜」 — 意匠権を学ぶ —

日本弁理士会東海支部では、地方公共団体、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方々を対象に、休日パテントセミナーを岐阜市にて開講いたします。

今回のセミナーが知的財産関係者のみならず、これから知的財産を学ぼうという方にとりましても参考になり、また今後のご活動の一助になれば幸甚に存じます。

## ■テーマ及び講師

「デザインを守る意匠権～権利の取得から行使まで～」

講師 弁理士 伊藤 陽一・水野 健司・和気 光

(日本弁理士会東海支部 知的財産権制度推進委員会 委員)

(内容) 商業において、重要視される要素は幾つかあります。適正な価格設定、生産元のブランドや企業といった信用、そして消費者が好む外見を表現したデザインです。同じ機能の商品であっても、デザインによって売れ行きが大きく左右されることがあります。つまり、デザインは「商品の顔」であり、デザインを保護する意匠権は、ヒット商品を生み出す大事な要素と認識されています。意匠権とは、意匠法で保護されるデザインに対して与えられる産業財産権の一つです。本セミナーでは、意匠権について、権利を取得及び行使する場面において考慮すべきポイントを解説しながら、手続きのことも含めまして、意匠権の重要性についてご説明いたします。

■日 時 平成28年11月26日(土) 13:30～16:00 (受付13:00から)

■会 場 ふれあい福寿会館 401会議室

(岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 電話: 058-277-1111)

■定 員 20名(定員になり次第、締め切らせていただきます)

■主 催 日本弁理士会東海支部(運営: 日本弁理士会東海支部 岐阜県委員会)

■参加費 無 料

■対 象 一般、ベンチャー起業を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者

※1. パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

※2. 知的財産(知財)権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権(産業財産権)に著作権等を含めた総称です。

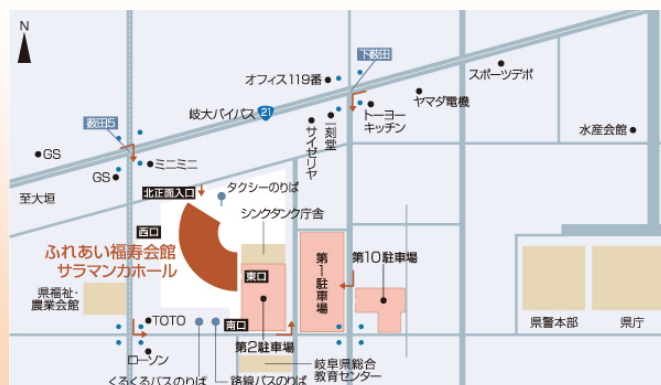
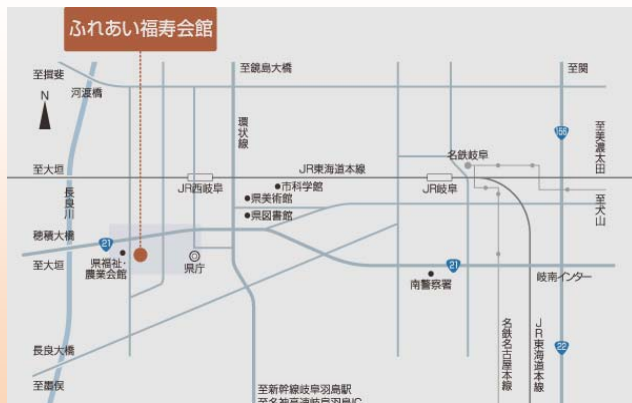
※3. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

※4. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。中止の場合は当支部ホームページでご案内します。

※5. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

## 会 場 地 図

(拡大地図)



- JR岐阜駅(北口)より「岐阜バス」で約20分
- JR西岐阜駅(南口)より「西ぎふ・くるくるバス」で約12分
- 名鉄岐阜駅より「岐阜バス」で約25分
- 名神高速道路・岐阜羽鳥インターチェンジから車で20分

